

令和 8 年度第 4 回

鳥取県東部広域行政管理組合廃棄物等審議会

日時 令和 8 年 8 月 2 5 日（火）

1 4 時 3 0 分～1 5 時 3 0 分

場所 鳥取県東部広域行政管理組合事務局
分庁舎 2 階会議室

次 第

1 開 会

2 議事録署名委員の選出

3 議 事

一般廃棄物（生活排水）処理基本計画の改訂について

4 閉 会

鳥取県東部広域行政管理組合廃棄物等審議会委員

[委員] (委員任期：令和7年7月1日から令和9年6月30日まで)

区 分	所属等	氏 名	備 考
廃棄物等審議会条例 第3条第1号委員 (学識経験のある者)	元鳥取大学	星 川 淑 子	会長
	公立鳥取環境大学	金 相 烈	
	元鳥取県東部環境管理公社	松 長 俊 和	
同条例 第3条第2号委員 (民間団体に属する者)	鳥取商工会議所	横 山 憲 昭	
	鳥取市消費者団体連絡協議会	広 沢 京 子	
	鳥取市自治連合会	稲 田 宗 万	
	鳥取市連合婦人会	山 根 滋 子	
	岩美町自治会長会	平 井 和 憲	
	元八頭町女性団体連絡協議会	木 下 優 子	
同条例 第3条第3号委員 (公募による者)		国森加津恵	
		榎 直 子	
		中 嶋 恵 子	

[事務局]

所 属		氏 名
鳥取県東部広域 行政管理組合	事務局長	吉 田 彰 克
	環境衛生課長	坂 本 清 美
	環境衛生課長補佐兼施設管理係長	瀬 村 義 浩
	環境衛生課主査兼環境管理係長	岸 本 定 典
	環境衛生課環境管理係主幹	小 林 雅 樹

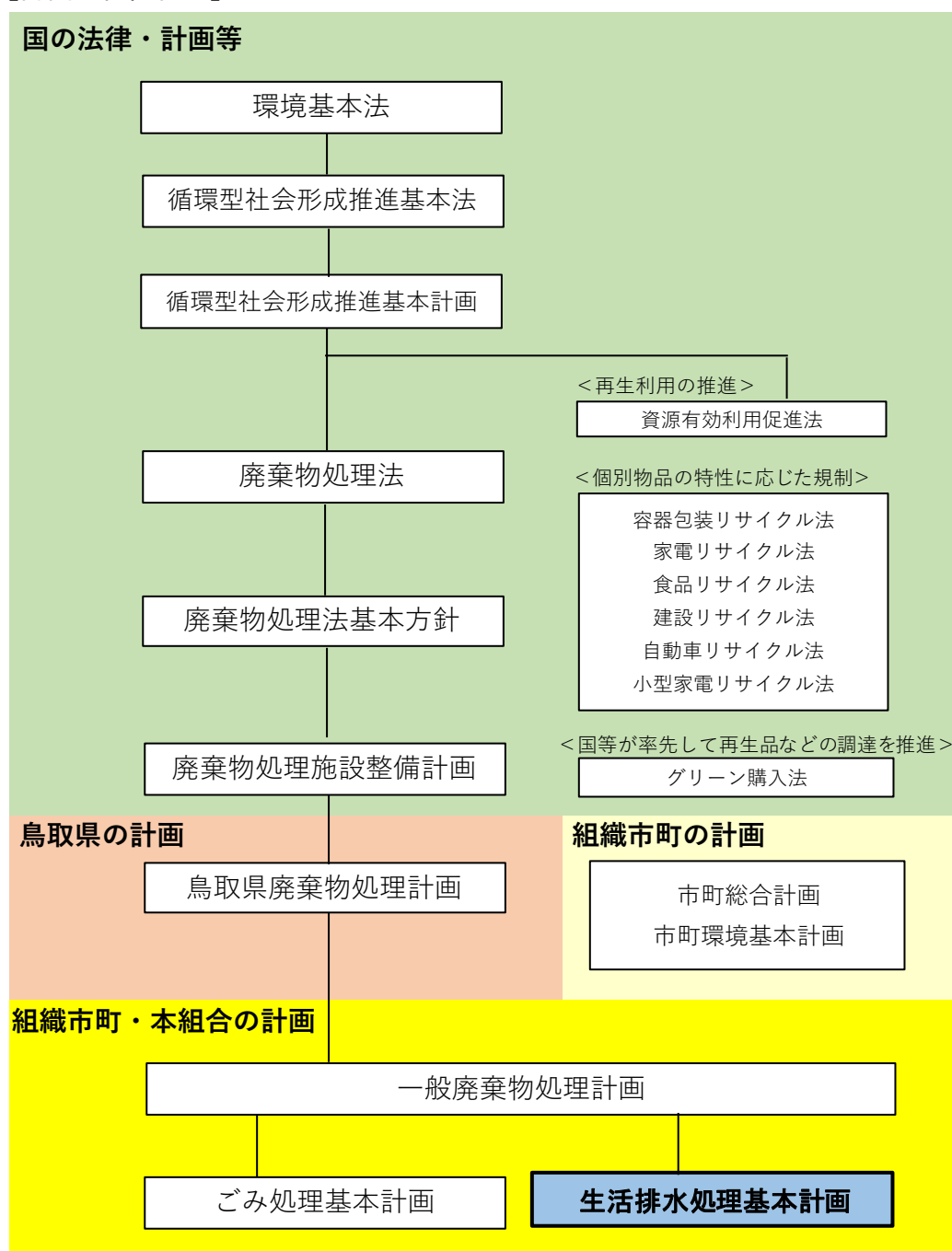
1. 一般廃棄物（生活排水）処理基本計画の改訂について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。」とされ、この計画は、ごみに関する部分と生活排水（し尿等と生活雑排水）に関する部分で構成されます。

鳥取県東部圏域においては、鳥取市・岩美町・智頭町・若桜町・八頭町及び鳥取県東部広域行政管理組合を策定主体として、平成28年に一般廃棄物（生活排水）処理基本計画（以下「計画」といいます。）を策定し、令和4年3月に改訂しました。

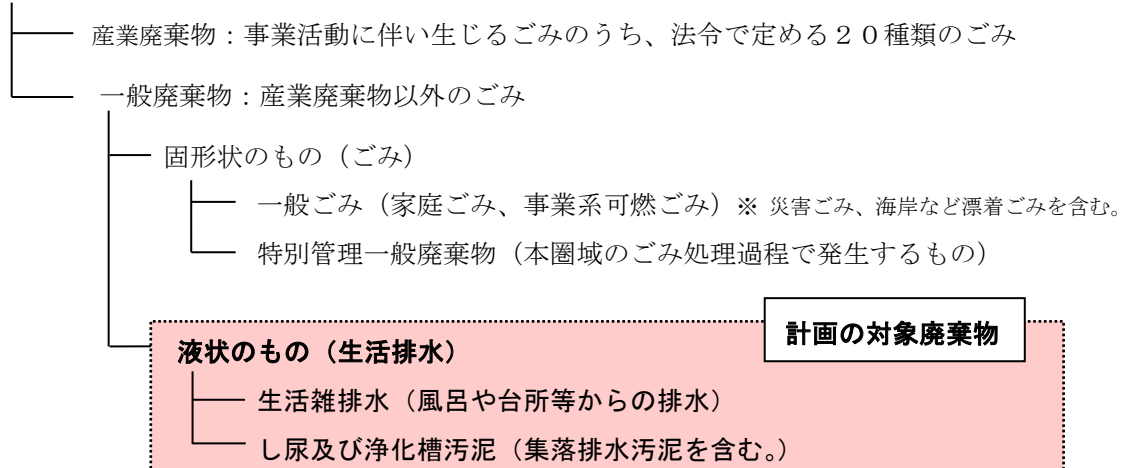
この計画は、生活排水処理基本計画策定指針（環境省指針）により、「概ね5年ごとに見直しを行うこと」とされています。

【計画の位置付け】



【計画の対象廃棄物】

廃棄物〔占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になったもの〕



計画の対象廃棄物

2. 計画の概要について

(1) 策定主体

鳥取市、岩美町、智頭町、若桜町、八頭町、鳥取県東部広域行政管理組合

(2) 策定年月及び改訂年月

① 策定年月：平成28年5月、② 改訂年月：令和4年3月

(3) 計画期間

平成28年度から令和12年度まで（15年間）

※ 生活排水処理率に係る数値目標は、令和7年度及び令和12年度（最終年度）において定めています。

(4) 計画の内容

「一般廃棄物（生活排水）処理基本計画」及び「概要版」のとおり

【参考】 生活排水処理方法別責任主体

項目	宅内設備 管理主体	管路 管理主体	収集運搬主体			処理主体	
			直搬又は 中継所まで	中継所から因幡浄苑まで		浄化処理	汚泥処理
				鳥取市	4町		
生活排水処理							
公共下水道	設置者	市町	—	—	—	市町	市町
特環下水道	設置者	市町	—	—	—	市町	市町
農業集落排水施設	設置者	市町	市町	市	本組合	市町	本組合
漁業集落排水施設	設置者	市町	市町	市	本組合	市町	本組合
林業集落排水施設	設置者	市町	市町	市	本組合	市町	本組合
コミュニティプラント	設置者	市町	市町	市	本組合	市町	本組合
合併処理浄化槽	設置者	—	許可業者	本組合	本組合	設置者	本組合
生活排水未処理							
単独処理浄化槽	設置者	—	許可業者	本組合	本組合	設置者	本組合
計画収集(し尿)	設置者	—	許可業者	本組合	本組合	本組合	本組合
自家処理	設置者	—	—	—	—	設置者	設置者

3. 計画の主な改訂内容及び今後のスケジュール（案）について

(1) 主な改訂内容（予定）

- ・生活排水処理率の目標値
- ・生活排水処理に係る課題
- ・生活排水処理に係る具体的施策

(2) スケジュール

全3回の審議会の開催を予定しています。

年 月	会議等項目	内 容
令和8年8月	第4回廃棄物等審議会	・現計画の概要等の説明
11月頃	第5回廃棄物等審議会	・計画改訂案（素案）等の審議 ※ 組織市町の担当者出席
12月頃	第6回廃棄物等審議会	・計画改訂案の審議
令和9年3月	計画の改訂	—
4月	改訂計画の施行	—